

久喜市議会

令和5年11月定例会議議案

## 議 案 目 録

議案第 36 号	令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号） について .....	1
議案第 37 号	令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 号）について .....	2
議案第 38 号	令和 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 2 号）について .....	3
議案第 39 号	令和 5 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 2 号）について .....	4
議案第 40 号	令和 5 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2 号）について .....	5
議案第 41 号	久喜市部設置条例の一部を改正する条例 .....	6
議案第 42 号	久喜市行政センター設置条例 .....	1 1
議案第 43 号	久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續 等に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 2
議案第 44 号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改 正する条例 .....	1 3
議案第 45 号	久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金 条例を廃止する条例 .....	1 4
議案第 46 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	1 5
議案第 47 号	久喜市運賃協議会条例 .....	1 6
議案第 48 号	久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 .....	1 8
議案第 49 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例 .....	2 9
議案第 50 号	久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例 .....	3 2
議案第 51 号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例 .....	3 3
議案第 52 号	器物破損事故による損害賠償の額を定めること について .....	3 5
議案第 53 号	指定管理者の指定について（久喜市総合体育館、 久喜市立体育施設、久喜市栗橋 B & G 海洋セン ター及び有料公園施設等） .....	3 6

議案第 54 号	指定管理者の指定について（久喜市立図書館）	37
議案第 55 号	路線の認定について	38
議案第 56 号	路線の廃止について	39
報告第 16 号	専決処分の報告について（器物破損事故による 損害賠償の額を定めること）	40
報告第 17 号	賃貸借契約の締結の報告について（職員用端末 賃貸借）	42

議案第 36 号

令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和5年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 37 号

令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 38 号

令和 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和5年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第39号

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第40号

令和5年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一



## 議案第41号

### 久喜市部設置条例の一部を改正する条例

久喜市部設置条例(平成22年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次に掲げる部」を「次に掲げる室及び部」に改め、同条の表総合政策部の項の前に次のように加える。

#### 市長公室

第1条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同表建設部の項の次に次のように加える。

#### まちづくり推進部

第2条中「前条の部」を「前条の室及び部」に改め、同条の表総合政策部の部の前に次のように加える。

#### 市長公室

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 消防団に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) シティセールスに関すること。

第2条の表総務部の部及び市民部の部を次のように改める。

#### 総務部

- (1) 議会及び市の一般行政に関すること。
- (2) 文書及び例規に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (4) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。
- (5) 市有財産の管理に関すること。
- (6) 検査に関すること。
- (7) 人権及び男女共同参画に関すること。
- (8) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (9) その他、他の部に属さないこと。

#### 市民部

- (1) 自治振興に関すること。
- (2) 市民参加、市民活動及び国際交流に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (4) 外国人登録に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。

(6) 交通安全及び公共交通に関すること。

(7) 住宅に関すること。

(8) 行政センターに関すること。

第2条の表環境経済部の部中(4)の項を(5)の項とし、(3)の項を(4)の項とし、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 廃棄物の処理及び資源循環への取組に関すること。

第2条の表健康スポーツ部の部を次のように改める。

健康スポーツ部

(1) 健康増進に関すること。

(2) 地域医療に関すること。

(3) 保健予防に関すること(母子保健に関することを除く。)

(4) 国民健康保険に関すること。

(5) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

第2条の表中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、(2)の項を(4)の項とし、(1)の項中「及び保育」を削り、同項の次に次のように加える。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 保育及び幼児教育に関すること(教育委員会に属するものを除く。)

第2条の表建設部の部(1)の項中「及び河川」を削り、(3)の項中「建築」を「治水」に、(4)の項中「都市計画」を「河川」に改め、(5)の項を削り、同部の次に次のように加える。

まちづくり推進部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 駅周辺及び中心市街地整備に関すること。

(3) 土地区画整理及び土地利用に関すること。

(4) 公園に関すること。

(5) 建築に関すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市文化財保護審議会条例の一部改正)

2 久喜市文化財保護審議会条例(平成22年久喜市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第9条中「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

(久喜市児童福祉審議会条例の一部改正)

3 久喜市児童福祉審議会条例(平成22年久喜市条例第119号)の一部を次のように

改正する。

第8条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部子育て支援課」に改める。

(久喜市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 4 久喜市予防接種健康被害調査委員会条例(平成22年久喜市条例第147号)の一部を次のように改正する。

第8条中「中央保健センター」を「地域保健課」に改める。

(久喜市立地域交流センター条例の一部改正)

- 5 久喜市立地域交流センター条例(平成22年久喜市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部庶務課」を「市民部市民生活課」に改める。

(久喜市防災会議条例の一部改正)

- 6 久喜市防災会議条例(平成22年久喜市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 7 久喜市交通安全対策会議条例(平成22年久喜市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第6条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

(久喜市国民保護協議会条例の一部改正)

- 8 久喜市国民保護協議会条例(平成22年久喜市条例第195号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市都市計画審議会条例の一部改正)

- 9 久喜市都市計画審議会条例(平成22年久喜市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(久喜市土地区画整理事業施行規程の一部改正)

- 10 久喜市土地区画整理事業施行規程(平成22年久喜市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第5条中「久喜市栗橋総合支所」を「久喜市北青柳1404番地7、久喜市まちづくり推進部産業拠点整備推進課内」に改める。

(久喜市立小・中学校学区等審議会条例の一部改正)

- 11 久喜市立小・中学校学区等審議会条例(平成22年久喜市条例第244号)の一部を次のように改正する。

第8条中「学務課」を「教育総務課」に改める。

(久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部改正)

- 12 久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例(平成22年久喜市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会学務課」を「こども未来部保育幼稚園課」に改める。

(久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

- 13 久喜市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成24年久喜市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第16条中「市民部消防防災課」を「市長公室危機管理課」に改める。

(久喜市地域公共交通会議条例の一部改正)

- 14 久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「交通企画課」を「交通住宅課」に改める。

(久喜市建築審査会条例の一部改正)

- 15 久喜市建築審査会条例(平成25年久喜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「まちづくり推進部」に改める。

(久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正)

- 16 久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例(平成27年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども家庭保健課」に改める。

(久喜市青少年問題協議会条例の一部改正)

- 17 久喜市青少年問題協議会条例(平成28年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども未来部子ども未来課」を「こども未来部こども育成課」に改める。

(久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例の一部改正)

- 18 久喜市中小企業・小規模企業振興会議条例(平成29年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条中「久喜ブランド推進課」を「商工観光課」に改める。

(久喜市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 19 久喜市空家等対策協議会条例(令和元年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条中「建設部都市整備課」を「市民部交通住宅課」に改める。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、設置部の変更並びに分掌事務の整理について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第42号

久喜市行政センター設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため行政センターを設ける。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 行政センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 行政センターにおける事務分掌その他必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市総合支所設置条例の廃止)

2 久喜市総合支所設置条例(平成22年久喜市条例第10号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

名称	位置	所管区域
久喜市菖蒲行政センター	久喜市菖蒲町新堀38番地	久喜市のうち、平成22年3月22日における菖蒲町の区域
久喜市栗橋行政センター	久喜市間鎌251番地1	久喜市のうち、平成22年3月22日における栗橋町の区域
久喜市鷺宮行政センター	久喜市鷺宮6丁目1番1号	久喜市のうち、平成22年3月22日における鷺宮町の区域

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日付け組織機構改革を実施するにあたり、現在の総合支所を廃止し、新たに行政センターを設置したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第43号

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成22年久喜市条例第234号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「募集」を「公募」に改め、同条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 久喜市PFI等審査委員会条例(令和3年久喜市条例第1号)第3条第3号又は第4号に規定する事項として久喜市PFI等審査委員会における審議又は審査を経て、公の施設の整備及び管理において民間の資金、経営能力、技術的支援等を活用する手法による事業を行うものとして市長が選定した民間事業者(以下「PFI等選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として選定しようとするとき。

第17条中「第4条の規定により」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、PFI等選定事業者を指定管理者の候補者として選定しようとするときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に当たり、PFI等審査委員会において民間事業者を選定した場合の手續きについて所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 4 4 号

久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6 市長	久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項中「又は医療保険各法」を「、医療保険各法」に改め、「医療保険給付関係情報」という。)の次に「又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。))」を加え、同表2の項中「又は身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改め、「障害者関係情報」という。)の次に「又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加え、同表3の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表5の項中「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿への登録に関する情報」を「公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表に次のように加える。

6 市長	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
------	-----------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を追加したいので、この案を提出するものであります。



議案第45号

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例(令和2年久喜市条例第20号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第46号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表地域公共交通会議の項の次に次のように加える。

運賃協議会	委員	日額 6,000円
-------	----	-----------

別表ごみ処理検討委員会の項を次のように改める。

廃棄物減量等推進審議会	委員	日額 6,000円
-------------	----	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表ごみ処理検討委員会の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定及び改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第47号

### 久喜市運賃協議会条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、路線等に係る運賃(以下「運賃」という。)について協議するため、久喜市運賃協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 市長又はその指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号の委員 2年
- (2) 前条第2項第3号の委員 市長が委嘱した日から協議会における当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで

2 補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の協議会の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部交通企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(久喜市地域公共交通会議条例の一部改正)

2 久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、運賃、料金」を削る。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

市が運行する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を協議するため、久喜市運賃協議会を設置したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第48号

### 久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第7条)
- 第3章 廃棄物の減量(第8条—第16条)
- 第4章 廃棄物の適正な処理(第17条—第24条)
- 第5章 一般廃棄物処理手数料(第25条・第26条)
- 第6章 一般廃棄物収集運搬業等(第27条—第37条)
- 第7章 地域の清潔の保持(第38条・第39条)
- 第8章 雑則(第40条—第43条)
- 第9章 罰則(第44条・第45条)

#### 附則

##### 第1章 総則

###### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環の促進を図ることを目的とする。

###### (定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

###### (市の責務)

第3条 市は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するための施策を行うことにより廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図り、自主的な活動を支援するよう努めなければ

ならない。

- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。  
(市民の責務)

第4条 市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の積極的な使用、不要品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物を分別して排出することにより、資源の有効利用に努めなければならない。
- 3 市民は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
- 4 市民は、生活環境を清潔に保つよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

## 第2章 廃棄物減量等推進審議会

第7条 法第5条の7の規定により、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するときは、久喜市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、前項に規定する事項を審議し、当該事項について答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 公募による市民
  - (2) 地域の代表者
  - (3) 市内の公共的団体等の代表者
  - (4) 廃棄物処理事業者等の代表者
  - (5) 学識経験を有する者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 廃棄物の減量

(市による廃棄物の減量)

第8条 市は、廃棄物の分別収集及び市の処理施設における資源の回収等を行うとともに、再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(市民の自主的行動)

第9条 市民は、家庭系廃棄物の分別を行うとともに、資源の回収その他再利用を促進するための自主的活動に参加又は協力することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第10条 市民は、商品の購入等に際しては、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量につながる商品を選択することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第11条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する行動を促進するため、法第5条の8の規定により、久喜市廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業者による廃棄物の減量)

第12条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)及び再生品を利用することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品及び再利用の容易な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正包装等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できる

よう努めるとともに、市民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(多量排出事業者の義務等)

第14条 事業系一般廃棄物(し尿を除く。以下この条及び第16条において同じ。)を多量に排出する事業者で規則で定めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の指導に従い、廃棄物の分別の推進及び再利用の促進により、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書を市長に提出し、当該計画を実施しなければならない。

4 多量排出事業者は、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を当該建築物又は敷地内に設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、前条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前条第4項の規定による保管場所の設置について、指導することができる。

3 市長は、第6条に規定する指導及び助言に従わない事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(搬入停止)

第16条 市長は、前条第1項又は第3項に規定する勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、処理施設を指定して、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

#### 第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第17条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第18条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。



2 市は、土地又は建物の占有者がその排出する家庭系廃棄物を一時的に集積する場所(以下「集積所」という。)として届出があった場合は、当該届出が適当であると認められるときは、当該場所を集積所として定めるものとする。

(業務の委託)

第19条 市は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を適当と認める者に委託することができる。

(資源物の収集又は運搬の禁止)

第20条 市及び市と資源物(再利用することを目的として分別して排出されたものをいう。以下同じ。)の収集に係る委託契約を締結している事業者(以下「委託業者」という。)以外の者は、集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市は、規則で定めるところにより、集積所に資源物を持ち去ることを禁止する旨を表示した看板を設置することができる。

3 市長は、市及び委託業者以外の者が第1項の規定に違反して、前項の看板が設置された集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、規則で定める方法により、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(家庭系廃棄物の分別等)

第21条 市民は、分別の方法、排出の方法等について、一般廃棄物処理計画及び市が定める方法に従い、集積所に家庭系廃棄物を排出するとともに、相互に協力し、集積所を清潔に保たなければならない。

2 市民は、分別の区分等に応じて、規則で定める指定ごみ袋を使用しなければならない。

(排出禁止物)

第22条 市民は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 爆発性又は引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物

2 市民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第23条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合には、その種類ごとに分別し、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準及び生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができない場合は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の運搬を業として行う者に事業系一般廃棄物を運搬させる場合は、一般廃棄物処理計画及び市が定める方法に従うとともに、その排出場所を清潔に保たなければならない。

(動物の死体の処理)

第24条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の動物の死体を自ら処分することが困難であるときは、市長に届け出て、その指示に従い処分しなければならない。

#### 第5章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 一般廃棄物の処理に関する手数料は、別表第1に定める金額により算出した額とする。

2 前項の手数料を算定する場合の基礎となる数量は、市長が定めるところによる。

(手数料の減免)

第26条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、手数料の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 一般廃棄物収集運搬業等

(一般廃棄物収集運搬業の許可申請)

第27条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、許可証を交付するものとする。

3 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失うものとする。

(変更の許可申請等)

第28条 法第7条の2第1項の規定により、変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、変更許可証を交付するものとする。
- 3 法第7条の2第3項の規定により、又は規則で定める事項の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。  
(許可証の再交付)

第29条 第27条第2項又は第28条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(遵守義務)

第30条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し等)

第31条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者がこの条例に違反したとき、又は法第7条の3各号若しくは法第7条の4各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長が指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第32条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、許可証を交付するものとする。
- 3 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過をもって、その効力を失うものとする。

(変更等の届出)

第33条 浄化槽法第37条の規定による変更の届出又は同法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の取消し等)

第34条 市長は、第32条第2項の規定により許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が、浄化槽法第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第35条 第29条及び第30条の規定は、浄化槽清掃業者の許可証の再交付手続及び遵守事項について準用する。この場合において、第29条中「第27条第2項の規定により許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)」とあるのは「浄化槽清掃業者(第34条に規定する浄化槽清掃業者をいう。次条において同じ。)」に、第30条中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(報告)

第36条 一般廃棄物収集運搬業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は運搬に関し、市長の求めるところにより、必要な報告をしなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関し、市長の求めるところにより、必要な報告をしなければならない。

(申請手数料)

第37条 一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは事業範囲の変更許可又は許可証の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可又は許可証の再交付の申請をしようとする者は、別表第2に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

#### 第7章 地域の清潔の保持

(清潔の保持)

第38条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、管理する場所を万全に維持管理するよう努めるとともに、当該場所を清潔に保つよう努めなければならない。

(土地の管理)

第39条 土地を所有し、又は占有し、若しくは管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有又は占有若しくは管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、その所有又は占有若しくは管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理するよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し地域の生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第8章 雑則

(報告の徴収)

第40条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認められる者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(技術管理者)

第42条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科

又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認めた者  
(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

(罰則)

第44条 第20条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)

(2) 久喜市ごみ処理検討委員会条例(平成27年久喜市条例第10号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項第1号の規定による廃止前の久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成9年久喜宮代衛生組合条例第1号。以下「組合条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 組合条例第28条第4項若しくは第30条又は久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則(平成9年久喜宮代衛生組合規則第6号)第18条第2

項の規定により交付された一般廃棄物収集運搬業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第27条第2項、第28条第2項又は第29条の規定により交付された許可証とみなす。

- 6 組合条例第33条第3項又は第36条の規定により読み替えて準用する組合条例第30条の規定により交付された浄化槽清掃業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、第32条第2項又は第35条の規定により読み替えて準用する第29条の規定により交付された許可証とみなす。

別表第1(第25条関係)

区分	単位	手数料
し尿及び浄化槽汚泥	1キロリットルにつき	220円

備考 し尿及び浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる数量が1キロリットル未満のときは1キロリットルとし、1キロリットルを超えるときは1キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

別表第2(第37条関係)

手数料の名称	申請手数料 (申請1件につき)
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円
一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	3,000円
許可証再交付申請手数料	3,000円

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年4月1日から粗大ごみを除く塵芥の収集運搬事務及びし尿に関する事務を本市で実施するにあたり、廃棄物の処理及び再利用に関する事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第49号

### 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。第21条の3第1項第3号及び第2項第1号において同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額



- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第21条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税額を減額するため所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第50号

### 久喜市立体育施設条例の一部を改正する条例

久喜市立体育施設条例(平成22年久喜市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「前払式証票(以下「プリペイドカード」という。)」を「回数券」に改め、同条第3項中「プリペイドカード」を「回数券」に改める。

第15条第2項中「第7条及び第9条」を「第7条、第9条及び第12条」に、「並びに第9条中「市長」」を「、第9条並びに第12条第2項中「市長」又は「市」」に改める。

別表第2の3の表を次のように改める。

#### 3 菖蒲温水プール及び鷲宮温水プールの回数券

種類	回数	金額
800円券	11回分	8,000円
400円券	11回分	4,000円
200円券	11回分	2,000円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の第12条第2項の規定によるプリペイドカードによる使用料の納付については、同条の規定は、令和6年9月30日までは、なおその効力を有する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

菖蒲温水プール及び鷲宮温水プールにおける使用料の納付に関し、プリペイドカードを廃止して新たに回数券を導入するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第51号

### 久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数の総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」に、「法第28条第1項第3号」を「法第28条第2項第3号」に、「特別利用保育」を「特別利用教育」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第52号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 595,640円(物損分)
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和5年8月17日午後0時58分頃、久喜市六万部地内の交差点で、職員の運転する公用車と右方向から来た乗用車が接触し、乗用車の左前部分が破損、運転手及び同乗者が負傷した。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第53号

指定管理者の指定について（久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

### 1 公の施設の名称

久喜市総合体育館（第1体育館、第2体育館）

久喜市立体育施設（菖蒲温水プール、鷺宮温水プール、鷺宮体育センター、鷺宮運動広場、南栗橋スポーツ広場、緑1丁目テニス場）

久喜市栗橋B & G海洋センター

有料公園施設等（青葉公園、清久公園、久喜市総合運動公園、寺田公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園）

### 2 指定管理者として指定するもの

久喜健幸スポーツパートナーズ

（代表者）

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

毎日興業株式会社

代表取締役 田 部 井 良

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第54号

### 指定管理者の指定について（久喜市立図書館）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市立図書館（中央図書館、菖蒲図書館、栗橋文化会館図書室及び鷺宮図書館）
- 2 指定管理者として指定するもの  
東京都文京区大塚三丁目1番1号  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷 一 文 子
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

久喜市立図書館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第24条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。



議案第55号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
栗橋747号線	久喜市高柳	久喜市高柳	

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第56号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
菖蒲1817号線	久喜市菖蒲町三箇	久喜市菖蒲町三箇	

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道としての機能が失われたため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第16号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 54,450 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和5年9月12日午後3時10分頃、久喜市鷺宮地内において、職員が停車中の公用車を前進させたところ、車両の前方部分がブロック塀と接触し破損させた。

令和5年10月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第17号

賃貸借契約の締結の報告について（職員用端末賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称         | 職員用端末賃貸借  |
| 2 | 契約の目的         | 賃貸借契約期間が満了する職員用パソコンを入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。              |
| 3 | 契約の金額         | 46,226,400円<br>(月額770,440円)                             |
| 4 | 契約の方法         | 指名競争入札  |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 東京都港区東新橋一丁目5番2号<br>NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京支店<br>支店長 宮下 晃 |
| 6 | 契約締結の年月日      | 令和5年9月12日   |
| 7 | 契約の期間         | 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで                                  |

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一